

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-5-1-(1)						
事業評価シート								
予算事業名	生活衛生営業指導費補助金	事業開始年度	昭和40年度					
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課（生活衛生課長 松岡 正樹）							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）第63条第1項							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項) 生活衛生対策費 (大事項) 生活衛生の向上及び増進に必要な経費 (目) 生活衛生営業指導費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 間接〕（補助先：都道府県 実施主体： ）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業（生衛業）について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び事業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、各都道府県の区域内における指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。						
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県生活衛生営業指導センター、生活衛生関係事業者、利用者及び消費者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。 【生衛法第57条の4第1項に規定する事業】 ①生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。 ②生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し事業者及び組合を指導すること。 ③第57条の12に規定する標準営業約款に関し事業者の登録を行うこと。 ④生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 ⑤生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑥上記の事業に附帯する事業。 【補助率】 1/2						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	620 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
総計	620 百万円	臨時職員他		千円	人			
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	494	988					
	H19(決算上の不用額)	185						
	H20(決算額)	486	972					
	H20(決算上の不用額)	123						
	H21(予算(補正込))	527	1,054					
	H21(決算見込)	472	944					
H22予算	492	984						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	補助金 492,062千円 補助率 1/2							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-5-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	生活衛生営業指導費補助金		事業開始年度	昭和40年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課（生活衛生課長 松岡 正樹）					
事業/制度の 必要性	<p>○国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が弱い中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念される。このため、生衛業の衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興に係る施策が必要であるが、中小零細が多数である生衛業者、あるいは財政基盤の弱い組合が自らだけでこれを行うことは困難であることから、生衛法第57条の3の規定に基づき都道府県知事が指定した都道府県指導センターが都道府県の補助を受け各都道府県内の営業者や組合に対し指導等実施しているところである。</p> <p>○また、生衛業は国民生活に極めて密接した営業であり、衛生水準を維持向上するとともにその振興を図っていくことが国民全体の利便性に資するものであることから、国として都道府県が補助した額の1/2を補助しているものである。</p> <p>当該補助事業を廃止した場合には、都道府県の財政状況も厳しい状況であることから、都道府県指導センターが生衛法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図ることができなくなる。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	生衛業については、総務省「平成18年事業所・企業統計」によると、事業所数は全産業(572万事業所)の21%(121万事業所)、従業者は全産業(5,418万人)の11.6%(628万人)と膨大な数であり、衛生規制の遵守について行政のみで対応するには限界があることから、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るため、業種ごとに組織された生活衛生同業組合や営業者に対する指導・相談業務を通じて、区域内の生衛業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図っている。					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		相談指導件数	件数	47,076	46,208	—
		研修会等の開催件数	件数	266	255	—
		活性化促進事業の件数	件数	69	68	56
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		振興計画の認定件数（前年度以上／毎年度）	件数	518 【100%】	513 【99.0%】	517 【100.8%】
		標準営業約款登録施設数（前年度以上／毎年度）				
		・理容業	施設数	45,998 【98.4%】	45,633 【99.2%】	44,981 【98.6%】
・美容業	施設数	20,414 【97.0%】	20,323 【99.6%】	20,379 【100.3%】		
・クリーニング業	施設数	3,503 【83.4%】	3,811 【108.8%】	3,711 【97.4%】		
・めん類飲食店営業	施設数	288 【107.1%】	317 【110.1%】	304 【95.9%】		
・一般飲食店営業	施設数	317 【111.6%】	353 【111.4%】	354 【100.3%】		
	日本政策金融公庫による生衛業への貸付（前年度以上／毎年度）	件数	14,675 【91.6%】	14,558 【99.2%】	12,501 【85.9%】	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		<p>振興計画の認定件数についてはほぼ横ばいで推移していたが、平成20年度は原油価格高騰の影響等により中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれ、5つの組合自体が解散したため、その分減少している。生衛業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。</p> <p>また、標準営業約款登録施設数については、理容業、美容業については微減の傾向にあるものの、これは昨今の消費者の嗜好の変化、原油価格高騰の影響等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれているため、本約款登録施設の廃業等が新規登録施設を上回っていることが原因と考えられる。一方、クリーニング業については、19年度の大幅減から増加、めん類飲食店営業、一般飲食店営業については増加傾向が見られ、本約款に則した事業の取組が図られていると評価できる。</p>				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>近年不用を生じていたことから、平成22年度予算においては、前年度より85,578千円を削減したところであり、平成23年度要求においても、引き続き効率化の観点から見直しを検討することとしている。</p> <p>一方、経済情勢が悪化し、生活衛生関係営業の経営が厳しい状況の中で、生衛業に対する支援を強化していくことが必要となっており、経済情勢を踏まえ、生衛業界のニーズに合った的確な対策を行っていくことが必要なことから、昨年「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を立ち上げ、中間報告をいただき、その中で、当面取り組むべき事項として</p> <p>○都道府県センターにおける相談指導体制の強化 ○地域の実情を反映した事業の推進</p> <p>○消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備 ○地域社会への貢献に対する支援 等</p> <p>が盛り込まれたところである。</p> <p>一部については平成22年度予算に反映したところであるが、引き続き中間報告を踏まえて、都道府県のニーズにあった事業の見直しを検討することとしている。</p>				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	<p>（見直しの上） 廃止 （見直しをせず） 増額 現状維持 減額</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		<p>・昭和32年度 生衛法の制定（議員立法）</p> <p>・昭和40年度 生活衛生営業指導費補助金の創設</p> <p>・昭和54年度 都道府県生活衛生営業指導センターを生衛法に規定（議員立法）</p> <p>・昭和55年度 法律補助</p> <p>（昨年の事業仕分けにおける指摘事項）</p> <p>・近年不用が生じている事業については見直しを行うこと</p> <p>→（対応）本事業についても、平成22年度予算において、前年度より85,578千円を削減</p>				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

(参考) 経営指導員の主要経歴及び相談指導顧問の設置状況

		平成21年4月1日現在										
	経営指導員 人数	主要経歴					相談指導顧問の有無(平成20年度)					
		都道府県	日本公庫	民間金融機関	商工会議所	その他	税理士	中小企業診断士	弁護士	社会保険労務士		
1	北海道	3	2	1			○	○				
2	青森県	3	2			1						
3	岩手県	2	1		1		○	○				
4	宮城県	3	3				○	○				
5	秋田県	3	3									
6	山形県	2	1		1							
7	福島県	3	2			1						
8	茨城県	3	2			1	○					
9	栃木県	3	2	1			○		○			
10	群馬県	3	1	1		1		○				
11	埼玉県	3	2									
12	千葉県	3	3									
13	東京都	4	3			1			○			
14	神奈川県	4	2	2			○					
15	新潟県	3	1		2							
16	富山県	3	3				○	○				
17	石川県	3	3				○	○				
18	福井県	3	3									
19	山梨県	2	2				○					
20	長野県	3	2	1			○	○	○			
21	岐阜県	3	3				○					
22	静岡県	3	2	1								
23	愛知県	3	1	2			○					
24	三重県	3	2	1				○				
25	滋賀県	3	1		1		○		○	○		
26	京都府	3	1			2	○		○			
27	大阪府	3	2	1			○					
28	兵庫県	3	2	1					○			
29	奈良県	3	3				○	○	○			
30	和歌山県	3	2		1		○	○				
31	鳥取県	3	2		1							
32	島根県	3	2	1								
33	岡山県	3	3					○				
34	広島県	3	3									
35	山口県	2	2									
36	徳島県	3	1	1	1		○					
37	香川県	2	2					○				
38	愛媛県	2	1	1								
39	高知県	3	2	1			○					
40	福岡県	4	3	1					○			
41	佐賀県	2	1	1				○				
42	長崎県	2	2					○	○			
43	熊本県	3	2			1		○	○			
44	大分県	2	1	1								
45	宮崎県	4	3	1			○		○			
46	鹿児島県	3	2	1				○				
47	沖縄県	3				3	○	○	○			
合計	136	94	21	8	4	9	21	17	12	1		

○ 経営指導員のうち都道府県庁出身者については通例として衛生関係の経験を有しており、これに金融機関出身者の経営指導員、又は税理士、中小企業診断士等の相談顧問を組み合わせることで経営指導に対応している。

○ 経営指導員が県庁出身者のみであり、税理士、中小企業診断士等の顧問もいないところは5県のみである。

○ 全国生活衛生営業指導センターで、経営指導員への融資関係、衛生関係等の研修を行い、資質の向上を図っている。

(参考)

生衛業については、事業所数は全産業(572万事業所)の21%(121万事業所)、従業者数は全産業(5,418万人)の11.6%(628万人)で相当の規模となっている。

単位:万施設

事業所数	単位	平成13年	平成16年	平成18年
生活衛生関係営業	施設数	130.5	122.7	121.0
(うち主な業種) 飲食店営業	施設数	70.6	65.4	64.3
喫茶店営業	施設数	8.9	8.4	8.1
旅館業	施設数	7.3	6.5	6.2
理容業	施設数	12.3	12.0	11.8
美容業	施設数	17.4	17.3	17.6
クリーニング業	施設数	9.1	8.2	7.8

単位:万人

従業者数	単位	平成13年	平成16年	平成18年
生活衛生関係営業	従業者	653.1	621.8	628.4
(うち主な業種) 飲食店営業	従業者	396.3	373.3	379.8
喫茶店営業	従業者	32.9	31.5	32.2
旅館業	従業者	81.6	76.8	74.8
理容業	従業者	26.2	25.2	24.3
美容業	従業者	44.8	45.3	45.6
クリーニング業	従業者	39.9	38.0	36.8

全国生活衛生営業指導センターと都道府県生活衛生営業指導センターの比較

全国生活衛生営業指導センター

【目的】

都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業の健全な発達を図る。

【事業概要】

- 生活衛生関係営業全般の衛生水準の維持向上及び振興に関する調査・研究
- 都道府県生活衛生営業指導センターに対する国の生活衛生関係営業施策の情報提供や指導員の研修等の人材育成
- 生活衛生同業組合連合会に対する国の施策の情報提供・指導・要望の汲み上げを行うとともに、各組合の経営特別相談員等の養成
- 標準営業約款の作成
- 後継者育成支援事業等、全国的に取り組むべき事業の実施

など

都道府県生活衛生営業指導センター

【目的】

生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動を通じて衛生水準の確保を図るなどするため、都道府県区域内において生活衛生関係営業業者への指導等を行い、振興を図る。

【事業概要】

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について、営業者及び生活衛生同業組合に対する相談又は指導の実施
- 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情の処理又は当該苦情に関し営業者及び組合の指導
- 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会の開催、又はこれらの開催の斡旋
- 全国生活衛生営業指導センターから提供のあった国の施策の情報提供や営業者からの要望の汲み上げ
- 標準営業約款の普及と営業者の登録

など

(参考)生活衛生関係の衛生水準について

1 食中毒に関すること

平成20年 厚労省「食中毒統計」より

飲食店(旅館、仕出し屋を含む)において、

- 食中毒事件数 774件(前年 754件)
- 食中毒患者数 19,493件(前年 25,275件)
- 食中毒死亡数 なし(なし)

食中毒事件率(事件数/施設数) 0.05%

※施設数は厚労省「衛生行政報告例」より、
(平成20年度 1,457,371施設)

<平均食中毒事件数>	<平均食中毒死亡数>	<食中毒事件率>
1960年代…366.3件	1960年代…8.5人	1960年代…0.06%
1970年代…499.7件	1970年代…4.3人	1970年代…0.05%
1980年代…511.2件	1980年代…1.2人	1980年代…0.04%
1990年代…495.9件	1990年代…0.9人	1990年代…0.03%
2000年代…687.0件	2000年代…0.6人	2000年代…0.05%

昔に比べ衛生状態が良くなったにもかかわらず食中毒事件が増加しているのは、食中毒の届出に対する体制の整備(事故への対応の強化)なども一因。ただ、食中毒による死亡者数は減少し、事件率においても近年で見れば0.05%となっており、全国指導センター及び都道府県指導センターの振興助成や指導相談等が一助にもなっていると考える。

2 保健所による監視指導など

平成20年度 厚労省「衛生行政報告例」より

飲食店営業における処分件数(営業許可取消や営業禁止など)は、3,052件

<平均処分件数>

1960年代…7.0千件 1970年代…13.0千件
1980年代…6.6千件 1990年代…3.2千件
2000年代…2.4千件

平成20年度 厚労省「地域保健健康増進報告」より

生衛施設(旅館、理容、美容、クリーニングなど)における調査・監視指導件数は、183,060件

<平均調査・監視指導件数>

1960年代…60.2万件 1970年代…51.4万件
1980年代…42.8万件 1990年代…32.6万件
2000年代…21.5万件

1960年代に比べ、近年においては調査・監視指導が落ち着いた数値となっている。店舗(営業者)自身の努力や組合等の指導、振興及び育成事業などによる衛生水準の向上とともに減少している。